

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（2）災害廃棄物

大規模災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

（3）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合（以下「被災市町村」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村からの協力要請があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（1）市町村名

(2) 協力内容

(3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理に関する協力を行うものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

（連絡窓口）

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

- （1）甲は、和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課
- （2）乙は、社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局

（協会の状況等の報告）

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員ごとの収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（他の被災都道府県への応援）

第11条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の都道府県から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（その他）

第13条 この協定を円滑に運用するために、甲が必要と認めたときは、乙及び被災市町村との調整を行うものとする。

（適用）

第14条 この協定は、平成18年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市小松原通1丁目1番11号大岩ビル6階
社団法人和歌山県産業廃棄物協会
会長 武田全弘